

令和 7 年度大阪市障がい者等基礎調査について

1 大阪市障がい者等基礎調査について

- ・令和 8 年度に「大阪市障がい者支援計画」の中間見直し及び「第 8 期大阪市障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画」を策定する必要がある。
- ・支援計画の策定にあたっては、内閣府が定める「市町村障害者計画策定指針」において、地域の障がい者、住民の意見を広く聴取するよう配慮することとされている。
- ・また、障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するにあたっては、障がい者等にニーズ把握等を行うことが努力義務化されている。
- ・このことから、令和 7 年度中に「大阪市障がい者等基礎調査」（以下、「基礎調査」という）を実施することにより、本市の障がい者等の生活実態やニーズ等の把握を行い、障がい者支援計画の中間見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基礎資料とするものである。

2 実施にあたって検討する事項

① 新型コロナウイルス感染症に関する調査項目

前回（令和 4 年実施）の基礎調査においては、新型コロナウイルス感染症による課題やニーズを把握するため、各調査票に設問を追加し調査を行った。追加した設問について引き続き調査を行うか検討する必要がある。

② 回答率の向上

前回調査では、行政オンラインシステムを活用した回答方法を取り入れ、回答率の向上に取り組んだが、引き続き回答率の向上について検討する必要がある。

③ 回答者の負担軽減

本協議会や大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会（以下、「計画策定・推進部会」という）の場で「設問を減らし回答しやすくすべきではないか」とご意見があり、回答者の負担軽減を検討する必要がある。

④ 精神科病院入院者の実態把握

本協議会や計画策定・推進部会の場で「精神科病院入院者にも調査すべきではないか」とご意見があり、精神科病院入院者の実態把握について実施を検討する必要がある。

※①②③は、基礎調査の具体的な議論を行う計画策定・推進部会において、ワーキングの設置を含めて検討を行う。

※④は、実施の可否や調査票の検討など、大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会（以下、「精神障がい者地域生活支援部会」という）で検討を行う。

3 基礎調査想定スケジュール（参考）

時期		本協議会	計画策定・推進部会	精神障がい者地域生活支援部会
令和6年	9	基礎調査実施の検討		
	10		「回答者の負担軽減」等にかかる方向性の検討	「精神科病院入院者の実態把握」の実施検討
	11		事務局案の作成	事務局案の作成
	12			
令和7年	1			
	2			「精神科病院入院者の実態把握」にかかる調査票の検討
	3	部会の検討状況を報告	ワーキンググループの設置	ワーキンググループ（計画策定・推進部会）へ調査票（案）を連携
	4		ワーキンググループによる調査票の検討	
	5			
	6			
	7			
	8		ワーキング検討結果を基に調査票（案）の検討	
	9	部会で行った調査票の検討結果報告		ワーキンググループ（計画策定・推進部会）で出た意見を踏まえた調査票（案）の確認
	10			
	11	基礎調査の実施		
	12			

【参考】令和４年度（前回）大阪市障がい者等基礎調査実施結果の概要

調査票	調査票 種別	対象者	設問数	発送数	有効 回収数	有効 回収率
障がい者（児）基礎調査 （本人用）	A 1	令和４年１０月１日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・ 精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精 神通院）受給者証から無作為に抽出した方	50 問	11,578	4,298	37.1%
障がい者（児）基礎調査 （家族用）	A 2	調査票 A 1 のご家族の方 （調査票 A 1 に同封）	40 問	11,578	3,367	29.1%
障がい福祉サービス等事業 者調査	B	令和４年１０月１日現在の障がい福祉サービス等事業者 （移動支援事業所、地域活動支援センターを含む）	30 問	4,072	1,994	49.0%
大阪市発達障がい者支援セ ンター（エルムおおさか）・発 達障がい児専門療育機関利 用者アンケート	C	令和３年度中に大阪市発達障がい者支援センター（エル ムおおさか）・発達障がい児専門療育機関を利用した者の 中から住所氏名の把握等が可能である方	47 問	464	212	45.7%
障がい者（児）基礎調査 （施設入所者用）	D 1	施設入所前の住所が大阪市内であり、令和４年１０月１日 現在入所されている方	45 問	1,248	734	58.8%
障がい者（児）基礎調査 （入所施設管理者用）	D 2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している 施設の管理者の方（D 1 調査に同封）	29 問	188	116	61.7%
特定医療費（指定難病）助成 事業対象者基礎調査	E	令和４年１０月１日現在の特定医療費（指定難病）受給者 から無作為抽出した方	42 問	857	465	54.3%
小児慢性特定疾病医療支援 事業対象者基礎調査	F	令和４年 10 月 1 日現在の小児慢性特定疾病医療受給者 から無作為抽出した方	71 問	693	345	49.8%
医療的ケア児基礎調査	G	令和４年１０月１日現在の医療型短期入所の利用者、小児 慢性特定疾病医療支援事業対象者のうち、医療的ケアを 受けている児童	57 問	302	155	51.3%
合 計				30,980	11,686	37.7%

計画策定・推進部会における検討の方向性

① 新型コロナウイルス感染症に関する調査項目

コロナ禍の実態把握を目的として行っていた調査については、削除する。
ただし、今後も「コロナ禍」を「災害時」などに置き換えて確認必要な項目は、
具体的な議論を行うワーキングで加筆や修正を検討することとする。

② 回答率の向上

行政オンラインシステムの活用などの回答方法については、令和 4 年の基礎調査実施状況の効果分析を行った上で、3 月頃開催予定の第 2 回計画策定・推進部会にて報告し、提案を行う。

③ 回答者の負担軽減

具体的な議論を行うワーキングでご議論いただくための事務局案を作成していく上で、「回答者の負担軽減」行う調査の種類や手法を下記のとおりとする。

ア. 「回答者の負担軽減」の検討を行う調査の種類

「回答者の負担軽減」を行う調査の種類は、本人調査などとし、事業者向け調査以外の調査とする。

事業者向け調査（「障がい福祉サービス等事業所調査」及び「障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）」）については、これまでの設問数が 30 問以下であり、「回答者の負担軽減」の対象外とする。

イ. 「回答者の負担軽減」の手法

令和 7 年度に行う基礎調査は、支援計画の中間見直しのために実施することから、「回答者の負担軽減」を優先する。

ただし、これまでの基礎調査の設問は、計画策定・推進部会を中心に審

議を積み重ね、実施してきたことから、令和 10 年度の実施時には、今回削減する設問も含め改めて全ての項目について再検討することとする。

検討の進め方としては、事務局案を作成し、事務局案を基にワーキングで検討をする。

なお、事務局案の作成手順とワーキングでの検討内容については下記のとおりとする。

事務局案の作成手順

令和 4 年度基礎調査をベースとして、以下の考え方で継続調査を行う設問の抽出と新たに追加する設問を整理し事務局案とする。

- ・年齢や性別など属性に関する設問については、調査結果の分析に必要となることから継続調査の対象とする。
- ・支援計画で掲載した設問については、支援計画見直しの際に確認する必要があるため継続調査の対象とする。
- ・本市施策に活用している設問について、3 年毎に把握が必要な設問は継続調査の対象とする。
- ・法改正に伴い必要な調査や本市施策に必要となった新たな設問について追加する。

ワーキングでの検討内容

事務局案に基づき議論を行う。

- ・3 年毎（支援計画の見直しのため）に確認すべき設問と 6 年毎（新たな支援計画策定のため）に確認する設問を議論。
- ・新たに必要と考えられる設問や加筆修正が必要な設問を検討する。